

別添

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得

(目的)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が締結する契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）並びに随意契約を行う場合における入札又は見積書の徴収その他の取扱いについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程（平成15年10月機構規程第69号。以下「会計規程」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成15年10月機構規程80号）に定めるもの及び別に入札公告、公示又は通知（以下「公告等」という。）した事項のほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、契約事務規程第8条の公告において指定した期日までに、契約事務規程第4条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当役にその旨を申し出なければならない。

(全省庁統一資格による入札参加者の資格)

第2条の2 契約事務規程第6条第5項及び第34条第5項により、全省庁統一資格による入札参加者については、入札参加申込の日から落札決定の日まで当機構の資格を有する者として認めるものとする。ただし、契約の相手方となった者については、契約の履行完了した日の属する年度末まで資格を有するものとみなす。

(入札保証金の納付)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書の提出期限までに、見積もった契約希望金額に対して機構が定める割合以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項本文の規定により入札保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を契約担当役が指定する口座に振り込み、振込金受取書の交付を受け、これに担保納付書を添えて契約担当役に提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金を納付する場合には、契約担当役が認める場合に限り、次に掲げるものを直接納付することができる。この場合における納付方法については、契約担当役が指定するところによる。

(1) 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手

(2) 為替証書又は払出証書

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証である場合には、当該保証に係る保証書を契約担当役に提出しなければならない。

5 入札参加者は、入札保証保険契約を締結し又は契約保証の予約を受けることにより第1項ただし書の規定に基づく入札保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該入札保証保険契約に係る証券又は当該契約保証の予約に係る証書を契約担当役に提出しなければならない。

(入札保証金の返還)

第4条 入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者決定後に担保返還請求書と引換えにこれを還付する。また銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

(入札保証金の帰属)

第5条 落札者が契約を結ばない場合は、その者の納付に係る入札保証金は、機構に帰属する。

(入札等)

第6条 入札参加者又は見積りをしようとする者(以下「入札参加者等」という。)は、契約書案、図面、仕様書等の契約担当役が示す図書(以下「契約関係図書」という。)及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項(別紙)を承諾のうえ、入札又は見積り(以下「入札等」という。)しなければならない。この場合において契約関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者等は、入札公告、公示、指名通知書又は見積依頼通知書に示した方法により、入札書又は見積書を提出期限までに提出しなければならない。

3 入札書又は見積書を電子入札システムにより提出する場合は、入力画面上において作成し、書面により提出する場合は、様式第1号又は様式第2号により作成するものとする。ただし、様式第2号については所定の内容を具備すれば任意の様式でも差し支えない。

4 入札書又は見積書を持参する場合は、入札書又は見積書を封かんし、入札参加者等の商号又は名称、契約管理番号及び件名を記載して契約担当役へ提出しなければならない。また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

5 入札書又は見積書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者等の商号又は名称、契約管理番号及び件名を記載して契約担当役あての親展で提出しなければならない。また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

6 入札参加者等は、代理人をして入札等をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

7 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、当該入札等に対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

8 入札参加者は、契約事務規程第5条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札等の辞退)

第7条 入札参加者等は、入札書又は見積書を提出するまでは、いつでも入札等を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札等をした者がいないときに再度の入札等を行う場合も、また同様とする。

2 前項の場合において、入札参加者等は、辞退届を入力画面上において作成の上、入札書又は見積書の提出期限までに電子入札システムにより提出し、又は辞退届（様式第3号）を契約担当役に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、辞退届（様式第3号）又はその旨を明記した入札書又は見積書を、入札等を執行する者に直接提出するものとする。

3 入札等を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札等の確保）

第8条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札等に当たっては、他の入札参加者等と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）若しくは入札書、工事費内訳書その他契約担当役に提出する書類（以下「入札書等」という。）又は見積意思、見積価格若しくは見積書その他契約担当役に提出する書類（以下「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格又は見積価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者又は契約の相手方の決定前に、他の入札参加者等に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等又は見積意思、見積価格、見積書等を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者等は、契約担当役が実施する公正な入札等の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

5 電子入札システムによる入札参加者等は、電子証明書を不正に使用してはならない。

（入札等の取りやめ等）

第9条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札等を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札等に参加させず、又は入札等の執行を延期し、若しくは取やめることがある。

（入札書又は見積書の引換え等の禁止）

第10条 入札等をした者は、その提出した入札書又は見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

第11条 削除

（開札）

第12条 開札は、入札公告等に示した場所及び日時において、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて開札しなければならない。この場合において、入札参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせたうえで行うものとする。

（無効の入札等）

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札等は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札等の要素に錯誤があると認められた入札又は見積り
- (3) 入札書又は見積書の提出期限後に到達した入札等
- (4) 委任状を提出しない代理人のした入札等
- (5) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない又は提供しない者のした

入札

- (6) 入札書に添付して提出することが求められている工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
 - (7) 記名を欠く入札等（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札。また、電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札等）
 - (8) 金額を訂正した入札等
 - (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札等
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札等
 - (11) 同一事項の入札等について他の入札参加者等の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札等
 - (12) その他入札に関する条件及びこの心得に違反した入札等
- 2 開札又は開封後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札等は無効として取り扱うものとする。
- (1) 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当役が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
 - (2) 入札公告等の定めに基づき契約担当役が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
 - (3) 契約事務規程第26条第1項に基づく調査等の契約担当役等が行う調査に協力しないとき
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構公共事業等からの排除要請があったとき
（入札書等又は見積書等の取り扱い）

第14条 提出された入札書等又は見積書等は、開札又は開封前も含め返却しないこととする。入札参加者等が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等又は見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

（落札者又は契約の相手方の決定）

第15条 入札等を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計規程第41条第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他条件が機構にとって最も有利なもの）をもって入札等を行った者を落札者又は契約の相手方とする。ただし、予定価格が契約事務規程第39条第1項第1号アに定める額を超える工事又は予定価格が契約事務規程第39条第1項第1号カに定める額を超える調査、設計若しくは測量等の業務の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格（会計規程第41条第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他条件が機構にとって最も有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。

2 契約事務規程第25条に基づき作成した基準に該当する入札をした者は、契約事務規程第

26 条第 1 項に基づく契約担当役等の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札又は再度見積り)

第 16 条 開札又は開封をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札等をした者がいないときは、契約担当役が指定する日時において再度の入札等を行う。

ただし、再度の入札は原則として 1 回を限度とする。

2 当初の入札等に参加しなかった者及び第 13 条各号のいずれかに該当したため当該入札等を無効とされた者は、再度の入札等に参加することはできない。

(落札となるべき入札をした者又は同価格の見積を行った者が 2 人以上ある場合の落札者又は契約の相手方の決定)

第 16 条の 2 落札となるべき入札をした者が 2 人以上あるとき又は契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムの備える電子くじを用いて落札者又は契約の相手方を定める。

2 前項の規定にかかわらず、落札となるべき入札又は契約の相手方となるべき見積をした者が紙入札を行った者のみである場合には、紙くじを用いて落札者又は契約の相手方を定めることがある。紙くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務又は見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第 17 条 落札者又は契約の相手方は、契約書の案の提出と同時に、契約金額に対して機構が定める割合以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者又は契約の相手方は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を契約担当役が指定する口座に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに担保納付書を添えて契約担当役に提出しなければならない。

3 落札者又は契約の相手方は、第 1 項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証である場合には、当該保証に係る保証書を契約担当役に提出しなければならない。

4 落札者又は契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第 1 項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険に係る証券を契約担当役に提出しなければならない。

(入札保証金等の振替え)

第 17 条の 2 契約担当役において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約保証金の返還)

第 18 条 契約保証金については、契約履行後に担保返還請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

第 19 条 削除

(契約書等の提出)

第 20 条 契約書を作成する場合には、落札者又は契約の相手方は、契約担当役から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日又は契約の相手方と決定した日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に機構に提出しなければなりません。ただし、機構の書類による承諾を得て、この期間を延長することができる。

なお、機構が指定する日がある場合はこの限りではない。

2 落札者又は契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札又は契約の決定は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者又は契約の相手方は、落札決定又は契約決定後速やかに請書その他これに準ずる書類を機構に提出しなければならない。ただし、機構がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（契約の確定）

第 21 条 前条第 1 項により契約書を作成する場合には、落札者等が契約書を機構に提出し、機構がこれを審査確認のうえ記名押印したときに契約が確定するものとする。

（異議の申立）

第 22 条 入札をした者又は見積りをした者は、入札後又は見積書提出後、契約関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

様式第1号

入	札	書
金		円
<hr/>		
件名	<hr/>	

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（及び内容説明書）承諾のうえ、上記金額により入札します。

年 月 日

住所
氏名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役

殿

※ 以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇
担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇
連絡先1：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代表）
連絡先2：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇課）

備考 内容説明書がない場合は、（ ）書を削除して使用して下さい。

（A列4番）

様式第2号

見	積	書
金		円
<hr/>		
件名		
<hr/>		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（及び内容説明書）承諾のうえ、上記金額により見積りします。		
年 月 日		
住所		
氏名		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
契約担当役		
殿		
※ 以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。		
本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇		
担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇		
連絡先1：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代表）		
連絡先2：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇課）		

備考 内容説明書がない場合は、（ ）書を削除して使用して下さい。

（A列4番）

入札（見積り）辞退届

件名

上記件名の通知を受けましたが、都合により入札（見積り）を
辞退いたします。

年 月 日

住所
氏名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役

殿

※ 以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

連絡先1：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代表）

連絡先2：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇課）

備考 「入札」又は「見積り」のいずれかを削除して使用して下さい。

（A列4番）